平成２８年（フ）第３７号
静岡県磐田市南田197番地、主たる事業所静岡県浜松市南区三新町515番地の１
破産者　有限会社大矢技研
１　決定年月日　平成28年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
神戸市中央区南本町通５丁目１番６－105号
破産者　宮本　修治（開始決定時の姓増本）
１　決定年月日　平成28年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊515番地
破産者　有限会社角谷建設
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
千葉県香取市佐原イ２番地６　船田アパート101号室
破産者　伊藤　　剛
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第１９６３号
名古屋市中区栄４丁目16番８号
破産者　株式会社ＣＨＥ’ＲＥ
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０６８号
大阪市生野区勝山南４丁目８番８号
破産者　ミスズ工業株式会社
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２３２号
兵庫県宝塚市長尾町17番６－108号
破産者　有限会社楠岡空調システム
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１９０号
大阪市北区天満橋１丁目大阪アメニティパークＯＡＰホテルタワー棟２階
破産者　医療法人敬晴会
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２７７号
大阪市北区豊崎３丁目20番９号
破産者　インターフェイス工業株式会社
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０５号
大阪市中央区北久宝寺町２丁目２番13号
破産者　Ｊ．クリエーション株式会社
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８０号
大阪市平野区平野本町１丁目８番32号
破産者　有限会社丸常蒲鉾店
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８３６号
大阪府高槻市西冠１丁目23番２号
破産者　橘　大次郎
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９４０号
大阪府交野市森南３丁目40番14号
破産者　伊藤咲商事株式会社
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３８４号
大阪市都島区網島町14番８－416号
破産者　エイト商事株式会社
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５８８号
大阪市旭区新森４丁目12－17－103、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区松屋町住吉４番２号
破産者　株式会社わっしょい
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１０号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗1351番地
破産者　株式会社アグリポピュレイションジャパン
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２１１号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗1351番地
破産者　有限会社ヤマネ農牧場
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２１２号
宮城県仙台市若林区大和町２丁目28番１－207号、開始決定時の住所兵庫県姫路市夢前町菅生澗1351番地
破産者　山根　正義
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２２号
香川県高松市国分寺町新名688－３　サーパス国分寺601、商業登記簿上の本店所在地香川県高松市松縄町1084番地17－101
破産者　株式会社フジアドサービス
１　決定年月日　平成28年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１５号
愛知県岡崎市美合町字平端24番地、開始決定時の住所愛知県岡崎市美合町字平端24番地52
破産者　神取　孝代
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０４号
愛知県北名古屋市西之保青野東43番地３、前住所愛知県西尾市米津町蓮台７番地９
破産者　中島　雅之
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係